第１節　経済産業政策局

１．経済運営に関する主な動き

１．１．経済運営に関する 2006 年度の主な動き

(1)　経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006

2006 年７月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（いわゆる「骨太の方針 2006」）が閣議決定された。この基本方針では、構造改革を通じて長期停滞のトンネルを抜け出した日本経済の更なる成長維持･拡大に向けて、人口減少・少子高齢化の経済負荷が本格化するまでの間を「新たな挑戦の 10 年」と位置付けた。この「挑戦の 10 年」に立ち向かっていくに当たり、政府が取り組むべき更なる構造改革は、次の三つの優先課題に絞り込まれている。

(ア) 成長力・競争力を強化する取組

「成長力強化はすべての経済政策の基本」として、日本が直面する経済、社会、安全保障に関するそれぞれの問題を解決していくためには、持続的かつ安定した経済成長が必要であるとされた。そのため、日本経済が直面する人口減少と高齢社会到来という課題について、生産性向上・技術革新･アジアの活力活用の三つを梃子にして乗り越える戦略を構想し、政府全体で、長期的な視点から一貫性をもって取り組む方針を打ち出した。具体的には、更なる経済成長に向けた施策を取りまとめ、その推進に向けた成果目標、政策手段等を明確に整理した「経済成長戦略大綱」を、政府・与党一体となって７月に策定した。大綱に盛り込まれた施策の実現に向けた工程についても、政府全体で広く共有し、毎年度進捗状況を踏まえて見直しする等、ＰＤＣＡ (Plan-Do-Check-Action) サイクルを実施していくことによって、大綱の着実な実現を通じた成長率の押し上げ効果が期待されている。

(イ) 財政健全化への取組

我が国次世代を担う子どもたちに、新たな発展の基盤を引き継ぐとともに、過度な負担を残さないようにすることは最重要の課題であるとの認識を確認し、成長力強化と財政健全化の双方を車の両輪とするバランスの良い経済財政運営を、一貫性をもって継続的に行っていく必要性を指摘した（経済・財政一体改革）。特に財政健全化に向けては、「歳出・歳入一体改革」として、負担を先送りする構造の是正や持続可能な社会保障制度の構築による国民安心の確立などを基本的立場として打ち出した。

(ウ) 安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現

国民の間で高まる将来への不安感や対外面を含めた安全・安心への強い関心、また、人生の各段階における多様な選択肢と再挑戦の機会提供に対するニーズの高まりなどを踏まえ、成長の果実を有効に活用し、安全・安心で柔軟かつ多様な社会を実現していくことの必要性を指摘した。そのために、社会保障制度の総合的改革、再チャレンジ支援、総合的な少子化政策などの施策を推進し、安全・安心を一層強固にすると同時に、柔軟で多様な社会を実現するよう取組を進めることを打ち出した。

(2)　日本経済の進路と戦略

安倍政権における経済財政運営の中期的な方針を示すものとして、2007 年１月に、「日本経済の進路と戦略」が閣議決定された。

その中では、日本経済の現状として、バブルによる“負の遺産”である “３つの過剰”はほぼ解消され、景気は、地域間などで不均衡があるものの、息の長い回復を続けており、ようやく未来への明るい展望を持つことのできる状況となったことを確認した。

また、今後改革を加速・深化させるために、経済財政運営の戦略的な方針として、「経済成長戦略大綱」等に沿ってイノベーション等を通じた経済全体の生産性の向上を図るとともに、チャンスにあふれ、誰もが何度でもチャレンジ可能な経済社会、健全で安心できる社会を構築することが重要とされた。また、その基盤として 21 世紀にふさわしい行財政システムが重要であり、特に歳出・歳入一体改革を通じて経済成長とともに車の両輪をなす財政健全化を進めることが不可欠であるとされた。

１．２．「経済成長戦略大綱」の策定

(1)　経緯

我が国経済は、人口減少社会の到来、国際競争の強化等の制約要因を抱えている。人口が継続的に減少するという逆風の下でも、国富の増大を図る新しい成長を実現するため、経済産業省では国際競争力の強化と地域経済の活性化を２本柱として経済活性化を目指す「新経済成長戦略」を 2006 年 6 月に策定した。この戦略では、日本から世界に新商品・新技術を発信する「世界のイノベーションセンタ

一」となることを目指し、アジア諸国との相互依存関係の深化を通じた日本とアジアの成長の好循環の創出、さらに、日本の地域経済の活性化や「人財立国」の実現などを推進するための施策を取りまとめた(詳細については、１．３．を参照)。

この戦略を基に、同年７月、政府・与党が一体となって「経済成長戦略大綱」を策定し、経済と財政の一体的な改革を進めるに当たって、歳出・歳入一体改革と並ぶ「車の両輪」の一つとして位置付けられた。

(2) 概要（第１部第１章２．も参照。）

「経済成長戦略大綱」においては、生産性向上・技術革新・アジア等海外のダイナミズムの３つを梃子に、人口減少下において持続的かつ安定的に民間需要主導で成長する「日本型経済成長モデル」を実現するため、年率２．２％以上の実質経済成長を視野に、人口減少が本格化する 2015 年度までの 10 年間に着実に取り組むべき施策を取りまとめた。その工程は、短期（１年)・中期（３年)・長期（10 年）に分けて管理され、ＰＤＣＡサイクルにより進捗状況を点検できるように整理された。具体的内容としては、次の５本柱をもとに各府省が連携して様々な政策が取りまとめられた。

(ア)国際競争力の強化

アジア等の成長を取り込むための日本経済のオープン化や技術・モノ作りの更なる強化を通じ、世界最高のイノベーションセンター化を図る。更に、成長の中長期的な発展基盤を確立する観点から、資源・エネルギー政策の戦略的展開を図る。

(イ)生産性の向上（ＩＴとサービス産業の革新)

革新的な IT の利活用に向けた環境整備を通じ、我が国産業界全体の競争力強化を図る。また、生産性向上で出遅れているサービス産業の生産性を抜本的に向上させることにより、製造業と並ぶ「双発の成長エンジン」を創る。

(ウ)地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略)

生産性向上を推し進めることで、中小企業全体の底上げに取り組むとともに、地域資源を活用した地域産業の発展、地域の強みを生かした企業立地等の促進等によって、地域や中小企業の活性化に思い切って取り組む。さらに、都市再生・中心市街地活性化を戦略的・重点的に推進し、これらにより、地域の活性化を図るとともに、国内のみならず世界を視野に入れた地域の競争力強化を実現する。

(エ)改革の断行による新たな需要の創出

イノベーションによる需要の創出に加え、官業の民間開放や思い切った規制改革といった改革努力により新たな需要を創出する。また、市民・民間活動を引き出すことにより、地域の活力を向上させる。

（オ）生産性向上型の５つの制度インフラ

産業横断的に、生産性の抜本的な向上を実現するため、「ヒト（人財立国)」「モノ（生産手段・インフラの革新)」「カネ（金融の革新)」「ワザ（技術革新)」「チエ（経営力の革新)」の５分野に関して、世界で最も優れた産業競争力インフラを構築する。

１．３．「新経済成長戦略」の策定

(1) 経緯

経済産業省では、2005 年 12 月８日の大臣記者会見において、国際競争力の強化と地域経済の活性化を２本柱として経済活性化を目指す新しい成長戦略を策定することを発表した。その策定にあたっては、広く有識者から意見をいただくため、経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会新成長政策部会を開催した。また、総理の主宰される経済財政諮問会議においても、経済産業大臣から検討状況を説明し、審議が行われた。2006 年６月、「新経済成長戦略」を取りまとめ、公表した。

(2) 概要（第１部第１章３．も参照。）

(ア) 国際競争力の強化（国際産業戦略）

アジア等の成長を取り込むための日本経済のオープン化や技術・モノ作りの更なる強化を通じ、世界最高のイノベーションセンター化を図る。さらに、成長の中長期的な発展基盤を確立する観点から、資源・エネルギー政策の戦略的展開を図る。

(イ) 地域経済の活性化（地域活性化戦略）

生産性向上を推し進めることで、中小企業全体の底上げに取り組むとともに、地域資源を活用した地域産業の発展、地域の強みを生かした企業立地等の促進等によって、地域や中小企業の活性化に思い切って取り組む。さらに、都市再生・中心市街地活性化を戦略的・重点的に推進し、これらにより、地域の活性化を図るとともに、国内のみならず世界を視野に入れた地域の競争力強化を実現する。

（ウ）横断的施策

産業横断的に、生産性の抜本的な向上を実現するため、「ヒト（人財立国）」「モノ（生産手段・インフラの革新）」「カネ（金融の革新）」「ワザ（技術革新）」「チエ（経営力の革新）」の５分野に関して、世界でも優れた産業競争力インフラを構築する。

２．産業再生

２．１．「産業活力再生特別措置法」

(1) 経緯

バブル崩壊後、1990 年代の我が国経済は、一時的に持ち直しの動きもみられたものの、長期にわたって低迷し、2000 年代に入ってからも、米国をはじめとした世界経済の先行き懸念や株価の低迷など景気の先行きをめぐる環境は不透明さを増していた。これに加えて、不良債権問題等による金融機能の低下と株安を通じた心理的効果がマクロ経済に悪影響を与えていた。

その中で、我が国に存在する経営資源をより有効に活用することにより、生産性と潜在成長力を高め、産業の活力を再生することを目指して、1999 年に「産業活力再生特別措置法（以下「産活法」という。）」が制定された。その後、我が国経済の生産性（潜在成長力）は、一旦回復基調にあったものの、2001 年以降再び低下傾向に転落した。このような日本経済の最近の動向の背景には、産業サイドの過剰供給構造と過剰債務の問題の深刻化があり、これらの問題に対応した産業の活力の再生が喫緊の課題となっている。また、中小企業の再生のためには、多様性や地域性といった中小企業の特性を踏まえ、柔軟かつきめ細かく対応することが必要となっている。

産活法は、我が国に存在する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するため、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、中小企業の活力の再生を支援するための措置を講じ、併せて事業者の経営資源の増大に資する研究活動の活性化等を図ることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現することを目的とし、2003 年４月９日に抜本的に改正された。

(2) 2003 年改正の概要

（ア）支援計画の追加措置

現行の「事業再構築計画（事業者による中核的事業の強化を目指した事業）活動を支援」に加え、次の３つの計画を創設する。

(A)　共同事業再編計画

２以上の事業者が共同して行う組織再編を伴った過剰供給構造の解消を目指した事業活動を支援する。

(B)　経営資源再活用計画

他の事業者が事業を承継し、当該事業に係る経営資源を有効活用して当該事業の生産性の向上を図ることを支援する。

(C)　事業革新設備導入計画

事業者による革新的な設備の導入を支援する。

（イ）認定事業者に対する支援措置の充実化

計画の認定を受けた事業者が認定計画にしたがって行う組織再編等に対して、商法上の手続に係る特例及び課税に係る特例等の支援措置を充実する。

具体的には、次のとおりである。

(A)　商法の特例

・財産価格調査の適用除外（認定計画にしたがって行う現物出資等について裁判所の選任する検査役調査等の不要化）

・株主総会決議を必要としない「簡易組織再編」の範囲拡大

・減資関連手続の追加（減資と同時に増資を行い会社規模の縮小につながらない場合の株主総会特別決議の不要化等）

・合併対価の柔軟化（金銭その他の有価証券を対価とした合併（cash-out merger)、子会社による親会社株式を使った合併（三角合併））　等

(B)　課税の特例

・事業撤退に伴い発生する欠損金の繰戻還付（１年）の対象拡大（施設・設備撤去費、再就職斡旋費、割増退職金等）

・革新的新規設備投資（いわゆる「実証一号機」）に対する特別償却（特別償却率→ 共同事業再編計画：40％、事業再構築計画・経営資源再活用計画：30％、革新設備導入計画：24％）

・登録免許税の減免（会社新設・資本増加 0.7％ →

0.15%等）　等

(C)　その他

・中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例（計画の認定を受けた事業者及び一定の財務的な要件に該当する事業者を中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象として追加）

・計画の認定を受けた事業者の実証一号機導入に関する産業基盤整備基金による債務保証

・中小企業信用保険の特例　等

(ウ) 基本指針の策定及び事業分野別指針の策定

過剰供給構造の解消のための共同事業再編その他の事業活動を促進し、生産性の向上を図るため、我が国産業の活力の再生に関する基本的事項やこれを支援するための各計画の認定基準等の詳細を定める「基本指針」を定める。

また、必要に応じて基本指針に基づき、個別事業分野ごとの特性に応じた事業分野別指針を定めることができるものとする。

(エ) 中小企業の再生に対する支援

中小企業は極めて数が多く（全国に約484万事業者)、業種・企業形態も極めて多様である。また、各中小企業とも各々の地域の実情に応じた再生の課題を抱えているなど地域性も強い。中小企業の再生に対する支援については、このような中小企業の特性に十分配慮しつつ、きめ細かに対応する必要がある。

このため、新たに次のような措置を講じ中小企業の再生を支援する。

(A)　中小企業再生支援指針

中小企業の再生支援に関する基本的事項（地域の中小企業関係者の連携が重要であること、種々の中小企業支援策を適切に活用すること、など）を規定する支援指針を定めて公表する。

(B)　中小企業再生支援協議会

地域の関係者の協力を得て中小企業の再生を支援するため、各都道府県に１か所程度ずつ中小企業再生支援協議会を設置する。協議会は、経済産業大臣が認定する商工会議所、商工会連合会等に置く。

協議会には中小企業の再生支援の専門家（腕利きの会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士、再生支援経験者等）を配置して、再生しようとする中小企業に対する指導助言や再生計画の作成支援を行う。

(C)　中小企業総合事業団の業務の追加

中小企業総合事業団の出資制度について、これまで出資対象でなかった中小企業再生ファンド（中小企業の再生を図る投資事業有限責任組合）を追加し、中小企業の再生を促進する。

また、上記(A)にあるとおり、産活法は事業者が行う組織再編等について商法特例が措置されているが、これらの大部分（簡易組織再編や合併対価の柔軟化等）は産活法が先駆けとなって措置し、後の2005年に制定された会社法によって一般化されることとなった。

その後、2007年には、次に述べる経済状況の変化に対応する形で産活法の一部改正を行い、その期限を2015年まで延長することとした。これに加え、イノベーション促進の観点から産業技術力強化法、独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正をあわせた「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が2007年２月６日閣議決定された。

(a)我が国経済の持続的な成長

2003年の産活法改正時と比べ、我が国経済は一定の回復を見せているが、依然として生産性の伸び率は低い（日本が0.7%であるのに対し、欧米諸国は英:1.6%、仏：1.4%、独1.2%、米：1.2%)。

我が国経済環境の将来的見通しとして、人口減少に伴う労働供給の減少、高齢化に伴う貯蓄取り崩しと資本蓄積の減少によって経済成長が頭打ちになることが確実であり、我が国経済の活力を維持・強化していくためには、①イノベーションの促進による生産性の向上、②製造業に並び我が国経済成長の両輪となるサービス産業の生産性の改善・向上を図っていく必要がある（なお、これらの認識については、2006年７月６日に閣議決定された経済成長戦略大綱においても示されているところである)。

(b)事業再生の更なる促進

５年間の時限組織であった産業再生機構は１年早い2007年３月15日で解散し、事業再生を担う事業再生ファンドや事業再生人材等の民間プレーヤーが活躍するようになった。また、主要行の不良債権比率は2008年３月期には1.6%（2003年３月期は7.8%）にまで低下し、一定の成果を見た。このような成果を踏まえ、2003

年当時緊急避難的措置として、官の組織が債権買取りを行い直接事業者の再生を行う産業再生機構が担った役割を民間事業者間の自律的な取組としていく必要がある。

また、産業再生機構は公正な私的整理のルールである私的整理ガイドラインに基づき事業再生を行ったが、私的整理は事業価値の毀損を最小限に抑えつつ再生を図ることができるメリットを有しながらも一部の債権者の反対で法的整理に移行した場合の連続性の確保がなされていない。

他方、地域銀行等（地方銀行及び協同組織金融機関）の不良債権比率は8.2％から2007年３月期には4.7％と着実に改善の動きが見られるものの、改善の度合いにはばらつきが見られ、さらに足下では５年ぶりに倒産件数が増加に転じ（倒産件数は2005年１月～2006年12月で13,245件。東京商工リサーチ「平成18年全国企業倒産白書」）、また、小規模企業の倒産が増加する等、依然として地方の再生は未だ途上である。

(3) 2007年改正の概要

○産業活力再生特別措置法の一部改正

(ア)支援計画の追加措置

他者が有する技術を活用し、飛躍的生産性向上を目指す取組や、他社が有する経営資源との融合によるイノベーションを目指す取組（オープンイノベーション）を支援する計画を追加した。

また、事業再構築計画等に加え、技術活用事業革新計画及び経営資源融合計画の認定にあたっては基本指針及び事業分野別指針に基づいて認定がなされることになるが、今回サービス産業の生産性の向上が必要である事情に鑑み、過剰供給構造にある事業分野だけでなく、生産性の向上が必要と認められる事業分野（サービス業）についても事業分野別指針を策定し、多種多様なサービス業の特性に応じた生産性向上のための方策等を規定することができるようにした。

(A)「技術活用事業革新計画」

組織再編等や知的財産権又は営業秘密の開示を受ける方法等により他者が有する技術･ノウハウ等を活用することで生産性を向上させる取組を支援する。

(B)「経営資源融合計画」

異なる事業分野に属する事業者がそれぞれの経営資源を融合させて行うことで生産性を向上させる取組を支援する。

(C)特定事業革新設備導入計画

国内空洞化の状況に歯止めをかけ、国内回帰を促すべくこれまで事業革新設備計画により研究開発の成果を基にした革新的な生産設備の導入を支援してきたところである。今回、事業革新設備のうち、新技術に係る知的財産の適切な保護が図られているものを特定事業革新設備として新たに規定した。

(イ)認定事業者に対する支援措置の充実化

技術活用事業革新計画及び経営資源融合計画の認定を受けた事業者が認定計画にしたがって行う取組に対して、(2)イに記載する事業再構築計画等と同等の措置を講ずるとともに、技術活用事業革新計画の認定を受けた者については、下記(A)(B)を、事業革新設備導入計画については(C)を、特定事業革新設備導入計画については特別償却税率の適用する支援措置を充実する。

(A)投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例

通常、投資事業有限責任組合は投資額の 50％以上を海外の企業に投資できないこととされているが、技術活用事業革新計画の認定を受けた事業者の外国関係法人に対しては投資額の50％を超えて投資することができる。

(B)信用状発行（スタンドバイ信用状）に係る中小企業基盤整備機構法の特例

事業者の海外子会社が海外の金融機関から資金調達を行う場合、現地での信用が不十分である等の理由から資金調達に困難を来す場合等に信用状の発行を通じて国内親会社が海外現地子会社の債務保証を行うことが想定される。

技術活用事業革新計画の認定事業者については、このような信用状発行に係る資金について、独立行政法人中小企業基盤整備機構が債務保証を行うことができることとした。

(C)中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業が革新的な設備を導入する場合にあっては資金的な負担が伴う事情にかんがみ、中小企業投資育成株式会社法の特例措置を講じ、資本金が３億円を超える株式会社が事業革新設備導入計画の認定を受けた場合にあっては中小企業投資育成株式会社が株式の引受け等を行うことができることとした。

(ウ)中小企業の資金調達支援

産活法では従来から中小企業の資金調達に係る支援措置を講じてきたが、今回、中小企業者の海外での事業活動に係る資金や廃業経験者が再度起業する場合に必要な資金についても支援措置を充実することとした。

(A)スタンドバイ信用状に係る中小企業信用保険の特例

中小企業の海外現地法人の資金調達を支援する措置として、スタンドバイ信用状による資金調達に係る信用保証協会の保証について中小企業信用保険法の対象とすることとした。

(B)廃業経験者に対する中小企業信用保険法の特例措置の拡充

創業者は中小企業者に該当しないため、これまで中小企業信用保険法の特例措置を講じることで同法の支援対象としてきたが、今回、廃業を経験した後に再度起業する者については信用保険の填補率を80%から90%に引き上げることとした。

(エ)事業再生の円滑化

認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第２条第４号に規定する者をいう。)のうち、債務者と債権者の調整を行う手続実施者の要件及び手続実施の方法について経済産業大臣の認定を受けた者(以下事業再生ＡＤＲという。）が関与する私的整理については次の特例措置を講じた。

(A)調停手続の特例

特定調停においては原則調停委員３人で調停を行うこととされており、裁判官により単独調停は例外的にしか認められていないが、事業再生ＡＤＲが関与する事業再生については裁判官による単独調停を可能とした。

(B)私的整理中のつなぎ融資に係る中小企業信用保険法等の特例

事業再生ＡＤＲの下で事業再生計画を策定し、債権者の合意を得るまでの間に必要となるつなぎ資金については中小企業信用保険法の特例措置を講じ、債務保証枠の別枠化等を図る。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例措置を講じ、当該つなぎ資金について債務保証を行うことを可能とした。

(C) 再生手続・更生手続の特例

再生手続や更生手続に移行した場合、事業再生ＡＤＲが確認をしたつなぎ資金に係る債権については民事再生又は会社更生における計画の中で他の債権よりも優先的取扱ができるよう裁判官が考慮できることとした。

(D) 中小企業再生支援協議会

協議会の措置を産活法の延長期限まで延長することとし、さらに中小企業再生支援協議会が事業再生計画の策定を行い、債権者調整を行うまでの間において必要なつなぎ融資については上記(B)と同様、中小企業信用保険法の特例により債務保証枠の別枠化等の措置を講じた。

(4) 実績

1999年の同法成立以来、2007年３月末までに248件（うち経済産業省の認定は164件）を認定した。

また、中小企業再生支援協議会は平成2007年３月末で11,443企業からの相談に応じ、これまでに1,379件の再生計画策定支援が完了し、88,925人の雇用を確保した。

２．２．株式会社産業再生機構

(1) 経緯

我が国企業の国際競争力を高めるため、不良債権処理を加速する過程において、有効な経営資源を過剰な債務から切離し、事業の早期再生を図る観点から、2003年1月28日に株式会社産業再生機構(以下「産業再生機構」と略す。)設立のための法案が国会に提出され、2003 年４月２日に「株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号)」が成立し、同年４月10日に施行された。

産業再生機構については、同法、制令及び規則と、2002年12月19日に産業再生・雇用対策戦略本部で決定された「企業・産業再生に関する基本指針」等が、正式に決定されている。

産業再生機構は2007年３月15日に全41件の支援を終え、解散した。

(2) 概要

産業再生機構は、有用な経営資源を有しながらも過大な債務により身動きが取れない事業者を対象に、産業再編も視野に入れた事業再生策を策定し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてこれを強力に実行することを目的として2003年４月16日に設立された。産業再生機構は、再生可能性がありながらも、債務者間の利害調整が困難である等の事由で民間だけでは解決が困難な案件に関し、中立

的な調整者としての立場から総額10兆円に及ぶ資金量を活かして債権の集約化を促進し、強力に過剰債務企業の有利子負債を削減して迅速に企業の再生、ひいては日本経済全体の活力回復を図る組織である。

また、産活法は、2003年に成立した株式会社産業再生機構法とも密接な関係を持っている。産業再生機構は再生支援をするに当たっては、必要に応じて産活法の事業再構築計画等の認定の申請等を促すこと等によって効果的に再生を行うこと（同法第57条）とされており、産業再生機構の支援決定にあたっての基準と、産活法の基本指針に規定する事業再構築計画等との認定基準は同様のものとなっている。したがって、産業再生機構が支援を行った41件のうち、29件については産活法の事業再構築計画等の認定も取得し、産活法の支援措置も受けている。

(3) 実績

2005年３月末に債権の買取り期限が満了し、41件の支援を決定した。なお、産業再生機構は2006年３月末までに25件に係る債権又は持分の譲渡その他の処分決定を行った。

３．産業金融政策

３．１．産業構造審議会産業金融部会（第14回）の開催

(1) 経緯

我が国経済は、景気の拡大局面が継続する中、企業の収益が大幅に改善しており、今後とも経済の回復基調が継続するとみられる。2006年６月に当省が実施した『設備投資調査』においても、本年度の企業の設備投資計画は前年比15.2%増と2003年にプラスに転じて以降、引き続き堅調な推移が見られる。

このような経済成長をさらに加速させていくために、政府として目指すべき方向性を示すことを目的として「経済成長戦略大綱」が取りまとめられた。その中でも、金融のイノベーションは産業横断的施策の一つの柱として重視されている。

以上のような状況の中、産業金融の政策の現状と将来の方向性について検討を行うべく2006年７月に産業構造審議会産業金融部会（第14回）が開催された。

(2) 議事概要

(ア) 産業金融の現状について

我が国では、家計資産から投資に向かう資金が少なく、リスクの高い企業への資金供給ルートが小さい。

また、今後の企業財務は、事業活動に伴う様々なリスクを、多様かつ高度な金融手法を駆使して、リスクを管理・分散する方向へ進むと考えられる。これを受け、今後の金融サービスには、企業ニーズに応じた最適な金融サービスが、多様な担い手によって提供されることが求められる。

これらの課題を解決するには、金融イノベーションを実現する必要がある。つまり成長力強化に向け、不動産担保や個人保証への過度の依存から脱却し、事業価値を的確に評価し、リスクを取る金融への進化が必要であり、事業資産を担保とする融資の拡大（手法の革新）や、事業会社による金融機能の活用（競争活性化）を同時に促進すべきである。

また、本邦企業の海外オペレーションが拡大している中、現地での資金調達が大きな課題となっているが、邦銀は本邦企業の活動に対応した海外現地でのサービスを十分に提供できていない。

一方、アジア企業への投資やアジア企業による我が国市場の利用は不十分であり、アジア最大の我が国金融資産がアジアの成長に活用されているとは言えない。

以上からアジアへの金融フロンティアの拡大が必要となる。つまり我が国を「アジアの金融ハブ」とすべく、我が国市場へのアジア企業の進出や金融サービス産業のアジア展開の強化を促進すべきと考えられる。

さらに、金融イノベーションを支える基盤整備を行う必要がある。金融は「情報創造産業」であり、金融工学を駆使し、多様なリスクの分析・評価を行う高度金融人材こそが、イノベーションの活性化のために不可欠な基盤である。

(イ) 「経済成長戦略大綱」及び産業金融に係る具体的施策について

以上のような現状を踏まえ、〔１〕金融イノベーションの実現、〔２〕アジアへの金融フロンティアの拡大、〔３〕金融イノベーションを支える基盤整備といった観点から、実施すべき具体的施策について検討を行った。

金融イノベーションの実現については、売掛債権の電子化による流動性の向上や、資金決済・調達の迅速化のため電子債権法制の導入に取り組むべきとされた。

また在庫や売掛債権等の事業資産を活用した融資手法であるＡＢＬの活用を推進すべきであるとされた。

さらに企業のリスクに対する事前の資金手当の手法であるリスクファイナンスの多様化を図り、その普及促進に取り組むべきとされた。

次に、アジアへの金融フロンティアの拡大については、日系中小企業の海外進出支援と現地における証券化・市場発展への貢献が期待される東アジア資産担保証券（ＡＢＣＰ）等の取組の普及促進が必要であるとされた。

また、日本型預託証券（ＪＤＲ）の導入によって、アジアの成長企業による日本の金融資産・市場の活性化を促進すべきとされた。

最後に、金融イノベーションを支える基盤整備については、高度金融人材につき、教育界の育成体制及び産業界の活用体制の整備促進に取り組むべきとされた。

３．２．電子債権制度の検討

電子債権については、中堅・中小企業を中心とした企業の資金調達の複線化を支える新たなインフラとなりうるものとして、2003 年度の「産業構造審議会産業金融部会金融システム化に関する検討小委員会」における検討を契機とし、政府内での検討が始まった。

電子債権は、企業が有する売掛債権等の金銭債権を電子的に可視化し、効率的に活用する手段・法技術である。特に、〔1〕中堅・中小企業が有する売掛債権の可視化による、それを担保とした中小企業金融の円滑化、〔2〕企業グループ内の債権・債務関係処理の効率化による、グループ内資金融通の円滑化、〔3〕小口の債権を大量に抱えるリース・クレジット産業における、債権処理の効率化等のメリットが当省研究会等の場で指摘されており、そのような企業側の活用ニーズに応える制度設計への期待が高い。

2006 年２月からは、具体的な法制化を視野に、法制審議会電子債権法部会での審議が始まり、また、2006 年６月からは金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するＷＧ合同部会での審議が始まったところである。

経済産業省としても、法制化プロセスに於いて、中堅・中小企業を中心としたユーザーである企業側のニーズが適切に反映され、電子債権法制が実際に活用される制度となるよう論点整理及び提言を行うべく、2006 年８月に電子債権制度に関する研究会を設置した。

研究会においては、手形代替、リース・クレジット債権流動化、ＣＭＳの各ビジネスモデルを前提とした制度設計の在り方、電子債権の情報セキュリティの在り方、手形代替モデルを実現する管理機関の在り方等について検討を行い、これらを通じ、電子債権を用いて予想されるビジネスモデルを実現する際の課題を検討するとともに、検討中の法制を前提に、今後検討・整備すべき諸論点を提言する中間報告をまとめた。

３．３．アジア産業金融圏構想のあり方についての検討

2006 年６月に策定された「経済成長戦略大綱」においても指摘されているように、我が国産業のグローバル展開、特に、アジアへの進出が進む一方で、我が国金融サービスセクターは、むしろ通貨危機等を受けてアジアから引いたのが現状である。このため、取引先を追って現地に進出した中堅・中小企業は、為替リスクを始め、様々な金融リスクにさらされている。

他方、我が国の金融資産は、対外的には欧米を中心に流れ、アジアで成長資金として十分に活用されていない。

こうした問題意識の下、アジアと一体化した産業発展のための金融環境整備は重要な課題である。かかる課題を検討するために、アジア産業金融環境のハーモナイゼーションの要件、事業活動の視点から見た各国別金融・通貨制度にかかる評価、産業発展の観点から必要とされる国際課税制度、などについて検討し、短期と中長期の課題を明確化していく必要がある。

他方、アジア企業への我が国金融市場の貢献と、我が国金融資産の収益率向上の観点から、ＪＤＲや日本での株式上場支援等についての議論も重要である。

これらを受け、アジアと一体化した産業発展のための金融環境整備、すなわち『アジア産業金融圏構想』のあり方について検討するとともに、金融環境整備を促進するために必要な施策等について提言を行うため、2006 年 11 月に「グローバル産業金融研究会」を設置した。

本研究会では、アジアへ展開した日系企業へのアンケート結果と、それら企業の最近のアジア金融事情に関する報告を基に、アジア展開企業の抱える財務上の課題と対応につき検討を行った。さらに外国企業から見た日本の証券市場についての報告を基にアジア企業から見た日本の金融

市場についての検討も行った。

そして、アジアにおける産業金融環境、アジアにおける日系企業のビジネス展開、そしてアジアの成長と我が国金融資産の活用のそれぞれについての現状認識をまとめ、2007 年２月に論点整理を行った。中間論点整理においては、我が国のグローバル化の状況やアジアの足下の経済状況を踏まえると、日本の個人金融資産と知的資産が、アジアに効率的に投資され、その利益を適切に回収出来るシステムが不可欠であり、この仕組みを金融面から支援するため、アジアと一体化した産業発展のための金融環境整備（アジア産業金融圏構想）を、具体的には以下の３点に関し検討する必要があるとされた。

〔１〕我が国企業のアジア展開の円滑化とその利益（事業投資／出資に対する配当、知的資産の供与に対するロイヤリティ等）の還流のための内外の金融環境整備

〔２〕アジア企業の成長や活力を我が国に取り込み経済成長を実現するための我が国金融市場の環境整備

〔３〕上記を達成するための基盤整備

４．産業人材政策

４．１．産業人材の育成・円滑な供給のための環境整備

(1) 経緯

資源が乏しい我が国にとって、「人」は国家の礎であり、我が国の産業競争力の源泉である。しかしながら我が国は少子高齢化による労働力人口減少や、若年者の高い失業率やフリーターの増加、企業における人材育成の停滞等の多くの課題に直面している。

例えば、2007 年から、昭和 22～24 年（1947～49 年）生まれのいわゆる「団塊世代」が大量に定年を迎える中、競争力を維持するためには、ベテラン人材の蓄積してきた技術・ノウハウを若い世代に継承していくことが課題となっている。更に近年では、生産現場や設計部門における人材派遣が増大しており、企業の人材育成において従来以上に体系的、継続的な取組を進めることが必要との危機意識が高まってきている。

また 2006 年現在、若者を巡る雇用情勢は改善が進んでいるものの依然として厳しい状況にある。こうした雇用情勢の下、我が国の将来を担うべき若者が十分な職業経験を積むことができないことは、我が国経済の未来にとって大変深刻な問題であるといえる。

こうした中、社会全体として産業人材の育成を図り、その十分な能力発揮を図るための仕組み作りを積極的に進めることが求められる。これまで経済産業省としては「若者の自律・挑戦のためのアクションプラン」に基づき人材育成や育成のための環境整備に取り組んできた。2006 年度も引き続き「再チャレンジ支援総合プラン」や「経済成長戦略大綱」等に基づき上記のような現状の課題に即応した形で、産業人材の育成・円滑な供給のための環境整備に取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、2006 年度においては以下の施策を実施した。

(2) 各施策の概要

（ア）産学連携製造中核人材育成事業

製造業の競争力を支える現場の技術を維持・確保するための実践的な人材育成について、産業界と大学等が一体となって取り組むプロジェクトを実施し、産業界のニーズに対応した人材育成プログラムを開発した。

具体的には、金型・鋳造や情報家電等、我が国のものづくりの基盤となる技術分野で必要とされる「生産工程を全体的に把握した上で革新することができる人材」、「生産まで視野に入れて開発・設計を行うことができる人材」等の育成を図るため、産業界と大学・高等専門学校等の教育機関がコンソーシアムを形成し、人材育成に必要な製造現場で求められるスキル・ノウハウの体系化、教育プログラムの開発・実証を全国 46 か所で実施した。

【2006 年度予算額：28.3 億円】

（イ）技術経営人材育成プログラム導入促進事業

技術の本質と経営の両方を理解し、研究開発の成果を経済的価値に結びつけるマネジメント能力を持った技術経営（ＭＯＴ）人材を育成するため、産学連携により必要なカリキュラム、教材の開発やモデル事業の実施等を行った。これまで、延べ 150 を超える機関によりプログラム開発を行い、これら開発等を通じて、多くのＭＯＴ人材育成コースが設置され、約 4,000 人／年のＭＯＴ人材輩出レベルに達している。

また、ＭＯＴ教育プログラムの質の高度化や選択性の向上、輩出される人材の質の保証による人材活用の促進をす

るためにＭＯＴ教育プログラムの評価･認定について検討した。更に、2006 年度には、約 20 の機関の協力を得て評価の試行的な取組みを行い、その結果を公開した。

【2006 年度予算額：4.5 億円】

（ウ）高専等を活用した中小企業人材育成事業

中小企業の人材を育成するため､高専等の設備やノウハウを活用して、高専の教授や熟練技術者の協力の下、地域の中小企業のニーズに応じたカリキュラムを開発･実施した｡具体的には､運営管理法人である団体等に事業委託し､産学連携の下、全国 30 箇所で講座と実習を一体的に行うカリキュラムを開発・実施し、延べ約 1.7 万人の中小製造業を担う若手技術者の技術・技能の向上を支援した。

【2006 年度予算額：４億円】

（エ）産学協同実践的ＩＴ教育訓練基盤強化事業

複雑･高度なソフトウェアの設計･開発業務に対応しうる実践的なＩＴ人材を育成するため､高等教育機関の学生を対象とした産学協同実践的ＩＴ教育に加え､ソフトウェアの設計･開発に関して産業界が有するノウハウを高等教育機関へ移転するための、ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）プログラムの開発・実証を併せて実施し、実践的ＩＴ教育訓練基盤の一層の強化を図った。

【2006 年度予算額：2.5 億円】

（オ）若年者のためのワンストップサービスセンターの整備

若年人材の育成･就業を促進するため、厚生労働省との連携の下､若年者が雇用関連サービスを１か所でまとめて受けられるワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）の設置を支援した。経済産業省は、20 のモデル地域を選定し、民間を積極的に活用して、カウンセリングから研修等までの一貫した雇用関連サービスをきめ細かく提供し､地域の実情に応じた効果的な就職支援を推進した。その結果、平成 18 年度までで、20 のモデル地域でサービス利用者数延べ約 258 万人、就職決定者約 15.7 万人という成果を挙げた。

【2006 年度予算額：52.5 億円】

（カ）若者と中小企業とのネットワーク構築事業

地域中小企業の特性や実情に通じたコーディネーターが中心となって、経済団体やジョブカフェ、教育機関、地方自治体等と連携し､地域の中小企業の魅力を若者や学校に発信し、橋渡しを行うことにより、地域レベルでの中小企業の人材確保を支援した。また、全国事業として、事例調査と、各ブロックごとの情報発信・普及啓発のためのシンポジウムを実施した。2006 年度にサービスに参加した若者は約５万人、サービス利用企業数は約４万社、さらに登録企業への若者の就職者数は約 6,500 人に上った。

【2006 年度予算額：18.0 億円】

（キ）地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト

既に各地域に芽生えつつあるＮＰＯ･企業など民間の多様な主体が中核となって､地元産業界や教育界との密接な連携の下で、将来の産業を担う子供達に対し、働くことの意義、面白さの理解を促すための体系的･効果的なキャリア教育の着実な実施を図った。2006 年度は 29 のモデル地域において、約 300 校・約 35,000 人の生徒を対象に実施した。

【2006 年度予算額：4.4 億円】

（ク）人材投資促進税制

我が国産業競争力の基盤である産業人材を育成･強化する観点から､人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに､企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため､人材育成に積極的に取り組む企業について､教育訓練費の一定割合を法人税額等から控除する人材投資促進税制を 2005 年度から導入している。

（ケ）人材マネジメント研究会、グローバル人材マネジメント研究会について

ここ 15 年の大きな社会環境の変化に対応した人材マネジメントを検討するため､我が国企業の競争力強化に必要な企業の人材マネジメントのあるべき姿について、「人材マネジメントに関する研究会」を開催し､その結果を 2006 年３月に報告書にとりまとめた。

また､大きな社会環境の変化の一つとして日本企業のグローバル展開の加速が挙げられる中､日本企業が円滑に人材国際化を進められるよう「グローバル人材マネジメント研究会」を開催し、その結果を 2007 年５月に報告書にとりまとめた。

（コ）外国人研修・技能実習制度について

外国人研修･技能実習制度は途上国の労働者を我が国に受け入れ、企業の現場で研修・技能実習を行いながら、技能を身につけさせ、帰国させる国際貢献の制度であるが、近年､不適正事例の増加とそれに伴う社会批判の高まりがある一方で、産業界の受入ニーズの増大や、制度の高度化

の要請がある。このため、2006 年 10 月に「外国人研修・技能実習制度に関する研究会」を設置し、６回にわたる会合において、研修・技能実習制度の適正化及び制度の高度化・拡充に関する具体策の検討を行い、2007 年５月にその結果を報告書にとりまとめた。

５．新規事業創出政策

５．１．エンジェル税制の改正

⑴ 経緯

我が国の経済構造改革を推進し、良質な雇用の確保と経済活力の維持を図るためには、新規事業を創出することが必要不可欠である。しかしながら、創業・立ち上がり期の企業は、将来性が予測困難であること、資産や信用力に乏しいこと等から投資リスクが高く、必要な資金調達が極めて困難な状況にあり、当時開業率は低水準であった（※1991～1996 年の開業率は 2.7%）。

このような観点から、創業期のベンチャー企業への個人による投資を促進するための税制優遇措置として「エンジェル税制」を 1997 年に創設し、これまで類似の拡充措置を講じてきた。

⑵ 概要

(ア) 株式譲渡損の３年間の繰越の特例（1997 年度創設）

個人が投資したベンチャー企業の株式を譲渡したことにより損失が発生した場合には、当該損失を翌年以降３年間繰り越せることとした。

(イ) 株式譲渡益の圧縮の特例（2000 年度改正）

個人が投資したベンチャー企業の株式を３年間保有した後、株式公開後３年以内に譲渡した場合に生じた譲渡益を１／２に圧縮できることとした。(2009 年３月末までに取得した株式に限る。)

(ウ) 投資事業組合を通じた投資にかかるエンジェル税制の適用開始（2002 年度改正）

１つ又は２つの投資事業組合(民法組合又は投資事業有限責任組合）を通じて、個人が取得したベンチャー企業の株式に対するエンジェル税制の適用を可能とした。

(エ) 投資時点での控除の特例（2003 年度改正）

個人によるベンチャー企業への投資額につき、同一年分の株式譲渡益額を限度として、株式譲渡益額から控除することを可能とした。

(オ) ベンチャーファンド等民間の目利き能力の活用による要件・手続の緩和（2004 年度改正）

ベンチャーファンドや証券会社といった民間の目利き能力を活用し、ベンチャー企業の要件の緩和と手続の簡素化（経済産業局への確認手続を廃止）を実施した。

また、株式譲渡益の圧縮の特例((イ)の特例)の対象に、上場前の段階での売却（M＆A等）を追加した。

(カ) ベンチャー企業要件の緩和と事前確認制度の創設（2007 年度改正）

サービス業を含めた幅広いベンチャー企業への更なる投資を促進する観点から、ベンチャー企業要件の緩和を実施した。

また、ベンチャー企業が投資を受ける前に、ベンチャー企業要件を満たすか否かを確認する事前確認制度を創設した。

⑶ 実績

2006 年度におけるエンジェル税制を利用した投資実績は、制度創設以来、企業数 100 社、投資件数 1,841 件を確認し、ベンチャーファンド及び証券会社経由を含んだ総投資額は、約 68 億円に上る。

５．２．「起業家輩出支援事業」（起ちあがれニッポン ＤＲＥＡＭＥ ＧＡＴＥプロジェクト）

⑴経緯

我が国経済の将来にわたる自律的・持続的発展を可能なものとし、将来的な国際競争力の維持・向上を図っていくためには、我が国経済を、新技術、新商品、新サービスといった新たな付加価値が、自律的に続々と生み出されてくる風土・カルチャーに変革していくことが必要である。このため、その牽引役としての「起業・創業」を国家戦略的に奨励し、促進していく取組が極めて重要である。

このような観点のもと、若年者を中心とした国民各層の起業・独立意識を喚起し、「新たな挑戦」が促進されるような社会風土の醸成に努めるとともに、従来の行政サービスでは為し得なかった顧客目線による親身な起業支援サービスの提供等を通じ、我が国における起業家人材の輩出とその具体的な挑戦を支援し、起業・独立を促進していくため、Ｗｅｂサイト等による総合的な起業支援サービスを提供する起業家輩出支援事業（起ちあがれニッポンＤＲＥ

ＡＭＥ ＧＡＴＥプロジェクト）を 2003 年５月より開始した。

⑵概要・実績

起業家輩出支援事業では、起業・創業を志す者を対象に次のサービスを提供している。

（ア）起業に役立つ「ＤＲＥＡＭＥ ＧＡＴＥメールマガジン」の配信（ユーザー登録：401,806 人（2006 年度末））

（イ）専門家によるインターネット無料相談サービス（22,189 人（2006 年度末））

（ウ）専門家による無料面談サービス（3,601 件（2006 年度末））

（エ）大学生等を対象とした、ベンチャー企業へのインターンシップ（「ＤＲＥＡＭ ＧＡＴＥインターンシップ」）

（オ）有望なビジネスプランに対し補助金を交付するベンチャー・サポートウェア（ビジネスプランコンテスト）

５．３．最低資本金規制特例制度の廃止

⑴ 概要

2003 年２月から旧新事業創出促進法の特例措置により、商法・旧有限会社法の最低資本金規制（株式会社 1,000 万円、有限会社 300 万円）の適用を受けない会社設立を認めるとともに、設立後５年間は当該規制を適用しないとの措置を講じた。2006 年 5 月の会社法の施行により、最低資本金規制が撤廃されたことから、当該特例措置は廃止された。

⑵ 実績

2003 年 2 月の最低資本金規制特例制度の創設以来、当該制度を利用して設立された会社は、38,618 社であり、そのうち最低資本金以上に増資した企業数は、3,152 社に達した(2006 年４月末現在)。

６．知的財産政策

６．１．ライセンシー保護の在り方に関する検討

⑴ 背景

製品開発・製造に多くの特許権、実用新案権又はこれらの専用実施権(以下「特許権等」という。）が関係する産業においては、第三者の特許発明又は登録実用新案(以下「特許発明等」という。）のライセンス（通常実施権許諾）を受けることで、開発時間を短縮し、自らの開発力をコア製品へ集中することが行われており、ライセンスは企業が効率的に研究開発活動を行うための重要な役割を担っている。

特に実務においては、特定の事業に必要な特許発明等を包括的に特定して通常実施権を許諾するライセンス契約が締結されている(以下、このような契約を「包括的ライセンス契約」という)。包括的ライセンス契約により、ライセンシー（通常実施権者）は、契約に定めた特定の事業を実施している限りにおいては、契約の相手方の保有する特許権等によって差止・損害賠償請求を受けることなく安定的に事業を継続することができる。このように、包括的ライセンス契約は、事業活動のインフラとして重要な意義を有している。

⑵ 現行法におけるライセンスの保護

通常実施権は、特許権者等の許諾によって発生する債権的権利であるため、ライセンシーは、ライセンス契約の当事者ではない第三者に対して通常実施権を主張することはできない。また、ライセンサー（許諾者）の倒産時において通常実施権が第三者対抗要件を具備していない場合には、ライセンサーの管財人により双方未履行の双務契約であるライセンス契約を解除されてしまう恐れがある。

そこで、特許法又は実用新案法では、通常実施権の対抗要件制度として、通常実施権を登録すれば、その後に許諾対象の特許権等を取得した第三者に対して通常実施権を主張できる制度(以下「現行登録制度」という。）を設けている。

現行登録制度では、通常実施権は、権利ごとに編成された特許原簿又は実用新案原簿(以下「特許原簿等」という。）に登録することとされており、登録に際して特許番号又は実用新案登録番号(以下「特許番号等」という。）を特定しなければならない。また、特許原簿等は何人にも開示されることとなっているため、すべての登録内容は一般に開示される。

一方、ライセンス契約の実務では、許諾対象となる特許権等について個々の特許番号等を特定せずに、ライセンサーの保有する現在又は将来の特許発明等を、特定の製品や技術に関して実施する限りにおいて許諾するような包括的ライセンス契約が広く行われている。さらに、包括的ラ

イセンス契約には、契約当事者双方にとって事業戦略や営業秘密に関する事項が含まれており、通常実施権の許諾内容や契約の相手方を特定する事項に関して、秘密保持特約が設けられていることが一般的である。

このため、現行登録制度では、包括的ライセンス契約によって許諾された通常実施権を登録することは困難であり、包括的ライセンス契約のライセンシーの保護制度として十分に機能しているとは言い難い状況にあった。

(3) 審議会における検討

現行登録制度が十分に機能しておらず、包括的ライセンス契約のライセンシー保護のためには新たな保護制度が必要であるとの認識のもと、2003 年より産業構造審議会知的財産政策部会流通・流動化小委員会で検討が進められてきた。登録なくして保護される米国と同様の制度の導入を始めとして、法定通常実施権や、悪意者に対しては登録なくして対抗できる制度、新たな登録制度の創設などの様々な案が提案され、これらについて法的、実務的な側面から検討が行われた。検討の結果、現状においては、現行登録制度とは異なる新たな登録制度の創設が現行法体系になじみやすいとされ、新たな登録制度の創設を提言する報告書（「ライセンシー保護の在り方について」）が 2007 年１月 19 日の産業構造審議会知的財産政策部会において了承された。

(4) 特定通常実施権登録制度の創設に向けた動き

上記のこの報告書で示された方向性に基づき検討した結果、新たに包括的ライセンス契約による通常実施権を保護する登録制度を、現行登録制度そのものの見直しではなく、イノベーション促進のための特別な措置を定める産業活力再生特別措置法の改正による特例制度の創設（特定通常実施権登録制度）よってその実現を図ることとし、2007 年２月６日、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、第 166 回通常国会に提出された。

特定通常実施権登録制度は、包括的ライセンス契約により許諾された通常実施権を、包括的ライセンス契約で定められた特定方法で、特許庁に備えられた特定通常実施権登録簿に登録することができ、かつ、その登録事項の一部を一般には非開示とする制度である。

６．２．知財人材スキル標準の策定

(1) 策定の背景

我が国が知的財産立国を実現するためには、ベースとなり支えとなる知的財産人材の育成が急務であり、2006 年２月、知的財産戦略本部では「知財人材の確保・育成」が今後の重点項目の一つとして決定された。

「知的財産推進計画 2006」（2006 年６月）においては、知財人材の育成を進める民間の自主的な取組を奨励するため知財人材に求められるスキルの基準策定の重要性が提唱されている。

そこで、知財人材スキル標準を検討するための委員会を設置し議論を重ね、その成果として 2007 年２月に「知財人材スキル標準」を策定した。これは、企業における知的財産の創造・保護・活用に関する諸機能に必要とされる能力を明確化・体系化した指標であり、知的財産人材育成に有用な「ものさし」を提供し、知的財産人材育成の一助とするものである。

(2) 知財人材スキル標準の概要

知財人材スキル標準は、以下の４つのパートで構成される。

（ア） 知財スキル標準フレームワーク（知財関連機能の全体マップと詳細マップ）

知財人材スキル標準フレームワークは、全体マップと詳細マップで構成されている。全体マップでは、18 分野の機能を定義している。詳細マップでは、全体マップで定義した 18 分野の機能を更に詳細に分類し、全体で 61 項目（「戦略」８項目、「実行」53 項目）を定義している。

（イ） 機能サマリ（各「機能」の定義）

機能サマリでは、フレームワークの詳細マップで定義された 61 項目について、具体的に各用語を定義している。

（ウ） 知財スキル評価指標（スキルレベルの設定と評価の切り口）

知財スキル評価指標は、機能サマリで示された各機能を担う人材のスキルについて、どのようなレベルを設定するかを示している部分である。機能のうち、「戦略」に関する部分については３段階、「実行」に関する部分は５段階のレベル分けを行った。

（エ） 知財スキルカード（スキルを定義したカード）

フレームワークの詳細マップによって定義された機能

について、知財人材スキル評価指標に沿って、レベルごとにスキルが定義されている。

（オ）知財人材スキル標準取扱説明書

知財人材スキル標準は、基本的には各企業自身でカスタマイズして活用されることを想定しているが、知財人材スキル標準をより使いやすいものとするため、取扱説明書も作成した。取扱説明書では、知財人材スキル標準の概要に加え、その導入方法や活用例、Ｑ＆Ａ等を掲載している。

(3)知財人材スキル標準の活用

知財人材スキル標準は、企業内の知的財産関連業務に従事する人材育成を促進・サポートするツールとして策定されたものである。

企業における知的財産関連業務は、その技術開発等の知的財産の創造活動のサポート（創造分野）に始まり、特許出願などによる権利化に関する業務（保護分野）や、ライセンス契約の締結（活用分野）など非常に多岐にわたるものであり、かつ非常に専門性が高い分野である。

その業務に必要なスキル（実務能力、経験など）の明確化がなされれば、人材を必要とする側（企業等）にとっては、人材の能力をより客観的に把握することができることにより、必要な人材確保や、的確な人材の配置、人材育成を行う際の目安とすることが可能であり、各個人にとっては自己の能力確認と、それによるキャリア形成の目標の設定が可能となることが期待される。

６．３．知的資産経営の推進

従来のバランスシート上に記載されている資産以外の無形の資産であり、企業等における競争力の源泉である、人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい経営資源の総称を「知的資産」という。

経済産業省では、こうした会社の強みである知的資産を的確に把握し、これを活用することで業績の向上に結びつける「知的資産経営」の実践が我が国企業の価値を高めるとの考えのもと、その普及に向けて、2004 年より様々な検討を重ねてきたところである。

2006 年度は、知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査報告書及び中小企業のための知的資産経営マニュアルを策定した。

(1)知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査報告書の策定

(A)策定の背景

企業価値を的確に評価する（される）ためは、会計上の資産だけではなく、「知的資産」も分析することが重要である。このため、知的資産情報の資本市場への開示等を通じて、企業の本質的価値と資本市場からの評価とのギャップを解消することが近年の課題となっていた。

このような状況を踏まえ、「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査」と題した調査研究を実施し、報告書を取りまとめた。

当調査では、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、企業評価者の分析手法と企業の情報開示の現状を把握した上で、有識者で構成された研究会にて分析・検討を行った。

(B)報告書の概要

（ア）知的資産経営報告を取り巻く現状

当調査を通じて、相当数の企業評価者は、財務情報に重点を置いた短期的な企業価値の分析を主としており、企業の将来性を表している知的資産経営に対する分析等の中長期的な視点に立った企業分析を十分に行っていないことが明らかになった。

また、企業の開示状況を調査・分析したところ、ＩＲに積極的な一部の企業を除き、いまだ知的資産情報の開示が充実していない企業が多いことや、企業評価者が有する情報処理能力を上回る情報を羅列的に開示しているという企業が多いという問題が生じていることが判明した。

（イ）企業評価者の視点

中長期的な視点に立って企業の成長性を分析している企業評価者は、知的資産経営等の定性情報の分析も行っており、その際の企業評価者の視点は以下のようにまとめることができる。

・経営方針やビジョンが明確に提示され、一貫性があるか
・財務情報と非財務情報の関係性が明確か
・取材・インタビューや現場訪問・説明会等の知的資産経営の「直接対話」に誠実か
・企業価値を向上させる知的資産の「先行投資」を行っ

ているか

・同業他社と比較して差別化された強みを提示しているか

・経年変化の分析を通じて中長期的なストーリーが描けるか

・「利益の源泉」が確認できるか

・読み手を意識して分かりやすく簡潔に開示されているか

（ウ）企業評価者に求められる取組

企業の将来性を分析するには、財務諸表に現れる「過去の企業活動の結果情報」だけではなく、経営ビジョンや研究開発、人材、ガバナンス体制等の企業の将来を左右する知的資産情報や、知的資産に対する先行投資などの情報とそれを裏付ける指標を重視しながら企業評価を行うことが重要である。

また、企業評価者の人材育成は、財務分析だけではなく経営戦略や知財戦略、人材戦略、コーポレート・ガバナンスなどを評価するための専門知識やスキルを身につけるもの（ＯＪＴ、 ＯＦＦ－ＪＴとも）でなければならない。

（エ）開示企業に求められる取組

企業評価者が短期的な評価に走る傾向があるのは、企業側も知的資産経営への意識が低く、中長期的な利益へつながる定性情報をそれほど開示していないことにも一因がある。

また、企業評価者が企業分析に割く時間は限られているため、企業サイドは、アンケート調査等を通じて資本市場が欲している情報と自社が発信している情報とのギャップを分析し、企業評価者が必要とする情報を絞りこんだ上で、それらに「目録」をつけるなどして分かりやすく簡潔に提供していき、読み手が「消化不良」を起こすことのないよう工夫することが求められる。

(C)終わりに

財務情報の分析を中心に短期的な企業評価を行っている企業評価者は、将来の成長可能性を分析すべく、上記の視点を参考に各企業の固有の強みである知的資産とそれを活用した知的資産経営の分析に取り組むことがそれぞれの職責を全うする基本である。

また、情報の発信側である企業は、上述した企業評価者の視点に留意して知的資産経営に関する情報開示を行うことで、自社の知的資産経営の状況を企業評価者に対してより効果的・効率的に伝えることが可能となる。また、過小評価されている企業が敵対的買収の対象とされるリスクが高まっているが、企業が持つ実力を平時から正しく評価してもらうという、本質的な買収防衛策としても知的資産経営の開示に取り組む意義は大きい。

当調査結果をもとに、より一層、知的資産経営の開示と知的資産経営に対する分析が行われることを期待する。

(2)中小企業のための知的資産経営マニュアルの策定

(A)策定の背景、経緯

知的資産経営報告書知的資産経営を中小企業に展開するため、2006 年１月に、（独）中小企業基盤整備機構に有識者による「中小企業知的資産経営研究会」（委員長：村本孜中小企業基盤整備機構副理事長）を設置し、同年３月、中間報告を取りまとめた。

2006 年度においては、同中間報告の提案に基づき、中小企業経営者が知的資産経営に取り組む場合や、ステークホルダーに開示するための知的資産経営報告書を作成する場合に、より簡便に行えるマニュアルを作成するため、「中小企業知的資産経営研究会」にワーキンググループを設置して検討を重ねた。

(B)　マニュアルの概要

当マニュアルは、【知識編】・【実践編】・【モデル企業実例編】・【巻末】で構成されており、概要は以下のとおり。

（ア）【知識編】

事例企業等の実態を踏まえ、中小企業の知的資産の現状と、「知的資産」及び「知的資産経営」について、その意義や効果を解説するとともに、知的資産を効果的に活用して 17 社の事例を紹介した。

（イ）【実践編】

知的資産経営の４つのステップ（知的資産の棚卸→ ストーリー化 →見える化 →見せる化）を解説しており、中小企業経営者は、この流れに沿って実際に考え、記入しながら「知的資産経営報告書」を作成できる。

（ウ）【モデル企業実例編】

実際に４社の中小企業経営者が支援者と共に自社の「知的資産」を再認識し、その活用による価値創造シナリオを作成し、「知的資産経営報告書」としてまとめあげた事例を紹介した。

（エ）【巻末】

中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁理士、弁護士及び、商工会議所・商工会の経営指導員等の中小企業を直接支援している者が、それぞれの立場から中小企業の知的資産経営報告書の作成を支援する際に、その一助となることを目的とした作成支援ガイドを付した。

(C)終わりに

今後、多くの中小企業が知的資産経営を実践し、成長・発展していくために、当マニュアルの普及・浸透が期待される。

７．規制改革

７．１．規制改革・民間開放推進会議及び規制改革会議

(1) 経緯

2004 年３月に３年間の設置期限が終了した総合規制改革会議の後継組織として、2004 年４月、規制改革をより一層推進するため、内閣府に規制改革・民間開放推進会議が設置された。

なお、2007 年１月に、規制改革をより一層推進するため、設置期限が終了した規制改革・民間開放推進会議の後継組織として、規制改革会議が設置された。

(2) 取組

2006 年度は、2006 年７月 31 日に「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申」を決定した。その後、中間答申において重点検討事項とされた項目の更なる検討を行うとともに、重点検討事項以外で規制改革を進めるべき項目について検討を行い、12 月 25 日には、同会議としての最終答申となる「規制改革・民間開放の推進に関する第３次答申」を決定し、今後の規制改革の推進に向けた課題などが盛り込まれた。

７．２．構造改革特別区域制度への対応

(1)　経緯

構造改革特別区域（以下、「特区」と略す）制度を推進することによって、地域の自発性を最大限尊重する形で規制改革を進め、我が国経済の活性化及び地域の活性化を実現することを目的として、2002 年７月に、内閣総理大臣を本部長とする構造改革特別区域推進本部が、内閣に設置された。同年 12 月には制度の概要を定めた「構造改革特別区域法」が公布された。

なお、2007 年３月には、特区計画の認定申請期限の５年間延長などを目的に構造改革特別区域法等が改正され、特区制度の見直しが図られた。

(2)　特区の概要

特区とは、従来のように国があらかじめモデルを示したり、財政的な支援をしたりするのではなく、地方自治体がそれぞれの創意工夫の下に地域の特性や実情に即した特区構想を立案し、地域の活性化を図るものである。

特区制度のプロセスは自治体、民間企業、個人などから広く特区の構想提案を募集し、内閣官房の構造改革特区推進室が寄せられた規制改革要望について、それぞれの規制の所管省庁と協議した後、特区において実施できる「規制の特例措置」が閣議決定され、地方自治体は、この特例措置を活用した特区計画を策定・申請し、特区としての認定を受けるというものである。

これまで規制改革が進まないとされてきた医療・農業・教育の３分野に関しても、特区により株式会社による病院、農業、学校への参入が条件付ながらも認められている。

経済産業省関連の特区で対応した規制改革事項は 42 件（政府全体では 211 件）あり、また、それらを活用した 63 件（政府全体では 403 件）の特区計画を認定している。

＜参考：経済産業省関連の特区の例＞

●鹿島経済特区（茨城県）：

鹿島臨海工業地帯を日本の素材産業再生に向けたモデル地区として、各種保安規制の国際基準化・合理化などによる高生産性プラントへの転換を図り、コスト競争力の高い産業拠点を創出する。

●伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区（佐賀県伊万里市）：

地域環境を活かした海水温度差発電設備の発電実験を行うに当たって、「電気事業法」に基づく検査手続を不要とする特例を活用することにより、時間・費用面で効果的に実験を進めることができ、地域経済の活性化に資する。

●環境・エネルギー産業創造特区（青森県）：

自然エネルギーを利用したガス発電の実証等により、エネルギー最適利用モデルを構築し、先進地域として、「環境・エネルギーフロンティアの形成」を実現していくとと

もに、新産業の創出などによる地域経済の活性化を図る。

８．経済産業研究所

８．１．概要

独立行政法人経済産業研究所（通称：ＲＩＥＴＩ(リエティ)）は、独立行政法人制度の発足と時期を同じくして2001年４月１日に設立された。その前身は1987年に通商産業省（当時）の一部門として設立された通商産業研究所（通称：通産研）にさかのぼる。通産研は通商産業政策、内外経済事情等に関する基礎的な調査研究を理論・実証の両面で行うことに努めてきた。

しかし、我が国が経済構造改革、行政改革など諸改革を断行し、活力ある経済社会を構築していくためには、従来型の行政・政策の殻にとどまらず、ダイナミックかつ斬新な政策の企画立案能力を強化し、国際社会の中で積極的な政策展開を行っていくことが求められた。

このような政策立案、発信能力の強化を図るためには、行政機関から一定程度の独立性を有して、行政官のみならず民間や学界の有識者、更には海外を含めた第一級の研究者らが切磋琢磨し、中長期的に戦略的な視点を持って、世界的水準に達した調査分析、政策研究、政策提言を行う、いわば政策形成の新たなプラットフォームとなりうるような機関が必要不可欠となった。

このような背景の下に、独立行政法人経済産業研究所は、非公務員型の独立行政法人として、人事の円滑化や予算執行の弾力化を図ることによって、公共政策に関する政策研究という重要かつ不可欠な業務を効果的かつ効率的に実施することを目的として設立された。

８．２．中期目標

ＲＩＥＴＩは2006年度を迎え、経済産業大臣より新たな中期目標（第二期）が示され、2006年４月１日～2010年３月31日までの５年間の第二期中期目標が定められた。

同中期目標の主たる内容は以下のとおり。

(1)国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

経済産業政策のニーズに沿った適切な研究対象を設定し、政策研究・政策提言の機会の確保と質の向上に努める。また研究の各段階で経済産業省や経済産業政策に関する有識者等と様々なレベルで意見交換を通じて経済産業政策のニーズを十分に把握していく。さらに政策研究機関として、学問的裏付けを持った政策提言を行っていくため、質的に充実したインパクトある研究成果を上げていく。これらの点を考慮しつつ以下の業務を行い、以って公共政策として実施されるべき政策研究・政策提言の効果的かつ効率的な遂行に資することとする。

(A)調査及び研究業務

第二期中期目標においては、経済産業省よりＲＩＥＴＩに対し、四つの基礎政策研究領域「少子高齢化社会における経済活力の維持についての研究」、「国際競争力を維持するためのイノベーションシステムについての研究」、「経済のグローバル化、アジアにおける経済関係緊密化と我が国の国際戦略についての研究」及び「通商産業政策史の編纂」について研究リソースの半分程度を充当すること。

また、調査研究は、政策立案に影響力のある国際シンポジウムや専門誌で評価される水準で行うこと、出版物を通じて国内外の政策論争に指導的なインパクトを与えられるような水準で行うこと。

(B)政策提言・普及業務

研究内容や研究成果をインターネット等の情報システムや定期刊行物を通じて発信したり、政策立案に影響力のあるシンポジウム参加したり、また自らも組織することを通じて交流を深めることによって、より多くに情報発信、情報収集に努めること。

(C)資料収集管理、統計加工及び統計管理業務

情報システムを活用した知識管理手法によって、政策立案に有用な情報をデータベース化することにで、政策研究・政策提言に必要な情報収集・閲覧が簡便かつ確実に行えるような体制を構築すること。

(D)政策研究・政策立案能力の向上支援

意見交換や政策論争を行う場に、より多くの経済産業省行政官の参加を求めること。

また経済産業省行政官をコンサルティングフェローとして受け入れた場合、より高度な研究者（常勤フェローやファカルティー）とチームアップさせることにより、同省行政官の同能力の向上を図ること。

(2)業務運営の効率化

研究所のポテンシャルを最大限発揮できる方向での効

率化に努めることによって、運経費交付金によって行う事業について、第二期中期目標の期間中、一般管理費について、毎年度平均、３％以上の効率化、業務費について、新規追加・拡充部分を除き、年平均、前年度費１％以上の効率化、さらに人件費について、行政改革の重要方針（2005年12月24日閣議決定）に基づき、今後５年間で５％以上の純減及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた削減の取組を行うこと。

⑶財務内容の改善

ＲＩＥＴＩは、公共政策研究の担い手であることから、財政基盤を運営費交付金に依拠しつつも、本来得られる収入機会を逃していないか、不必要な固定経費が発生する等硬直的な組織運営となっていないか、使途の透明性が確保されているか、資金使途は有効かといった視点から交付金の効率的な使い方に努めること。

⑷その他業務運営

調査研究のみならず政策立案に影響を与えうる政策提言を行うという目的と特質を有している立場を活用し、コア・コンピテンスを明確化し、対外的に喧伝していくこと。非公務員型独立行政法人のメリットを活かし、研究員の機動的な登用や、経済産業政策に関係する広範な分野からの多様な人材を結集させ、優秀な研究者を輩出していくこと。ユーザーからの評価に基づき、必要な改善を行っていくこと。